

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 エスポット静岡東店
- (2) 届出日 平成26年3月12日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届
(駐車場の位置及び収容台数/駐車場の自動車の出入り口の数及び位置)

2 審査の結果

市意見なし

なお、次の事項を附帯事項とし、対応を求めた。

(1) 駐車場の利用について

- ① 繁忙時において、周辺の交通状況に影響が無い様、第1駐車場、第3駐車場及び第4駐車場における路上待機車両が生じる前に、交通整理員により、来店車を第5駐車場へ適切に誘導すること
- ② 第5駐車場へ右折入庫になる場合、周辺の交通状況に影響が無い様、適切な対応を行うこと
- ③ 来退店経路について、チラシ等により必要な周知を行うこと

(2) 周辺の道路、並びに近隣の主要交差点への対応について

今後、周辺住民、関係機関、警察等から、周辺の道路や主要交差点における渋滞に係る苦情等が生じた場合には、すみやかに適切な対応をすること

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。